

臨時営業許可申請 Q&A

1 申請事務に関すること

1-1	Q	町内会、子ども会、イベントの実行委員会等、任意団体で申請することはできますか？
	A	個人又は登記された法人での申請となりますので、任意団体の場合は、代表者（個人）で申請してください。
1-2	Q	臨時営業許可の申請は、いつまでに、どこに行えばよいですか？
	A	イベントの2週間前までを目安に、申請をお願いします。 申請は、営業地を管轄する保健所をお願いします。
1-3	Q	他県で営業許可を取得していますが、熊本県内のイベントで出店する際には、熊本県への申請が必要ですか？
	A	他県で許可を取得していても、熊本県に申請が必要です。 イベント会場を管轄する保健所に申請をお願いします。
1-4	Q	申請を郵送で行うことはできますか？
	A	管轄の保健所にお問い合わせください。
1-5	Q	台風等でイベントが延期になった場合は、再度申請を行う必要がありますか？
	A	許可を受けた期間を過ぎる場合は、手数料を含め、再度申請が必要です。一旦納入された手数料は返金できません。

臨時営業許可申請 Q&A

2 許可の要否に関すること

2-1	Q	飲食店を営んでいますが、お店で作ったお弁当をイベントで販売する場合は、許可が必要ですか？
	A	飲食店営業許可（条件が付してある場合は除く）を取得している業者自らが販売する場合、許可は不要ですが、現在の許可の開始日が令和3年6月1日以前の場合は、営業届の提出が必要です。なお、飲食店営業許可に条件が付してある場合は、管轄保健所に御相談ください。 また、提供までの温度管理には十分御留意いただくとともに、速やかに喫食してもらおうよう注意喚起をお願いします。
2-2	Q	無償提供又は原材料費のみの徴収であっても、許可が必要ですか？
	A	金銭の授受のみでは判断できません。管轄の保健所に御相談ください。
2-3	Q	既製品の販売のみをしたいのですが、許可が必要ですか？
	A	許可申請ではなく、営業届の提出が必要な場合があります。管轄の保健所に御相談ください。

臨時営業許可申請 Q&A

3 施設・仕込みに関すること

3-1	Q	テントの近くに手洗い水道があるため、テント内の水タンクは設置しなくてもよいですか？
	A	テント近くの水道を使用する場合、テントへの出入りの際等に汚染を受ける可能性があること又は利便性の面から手洗いを怠る可能性が考えられますので、テント内に水タンクの準備をお願いします。
3-2	Q	自宅のキッチンで、仕込みを行うことはできますか？
	A	自宅のキッチンで、仕込みを行うことはできません。 法に基づく許可施設又は飲食店営業の施設基準に準じた施設で行ってください。
3-3	Q	提供前日から、仕込みを行うことはできますか？
	A	仕込みを含め前日調理はできません。当日調理で提供可能なメニュー を選定してください。
3-4	Q	県外で仕込みを行うことはできますか？
	A	法に基づく許可施設又は飲食店営業の施設基準に準じた施設であれば可能です。 ただし、当日の仕込みのみとなります。

臨時営業許可申請 Q&A

4 取扱い食品に関すること

4-1	Q	臨時営業で提供できる食品・メニューを知りたいのですが？
	A	「臨時営業の手引き」を御確認いただき、御不明な場合は、管轄の保健所に御相談ください。
4-2	Q	冷やしキュウリやりんご飴を、屋台で調理して提供することはできますか？
	A	できません。詳しくは、管轄の保健所に御相談ください。
4-3	Q	イベント会場で、おにぎりを握って提供することはできますか？
	A	イベント会場等簡易な施設（屋台、露店等）で、おにぎりを握る行為はできません。詳しくは、管轄の保健所に御相談ください。